



## 全数届出の見直し後の対応

# 「感染した」、「同居の家族が感染した」 などの場合は、学校に連絡してください



### 感染を疑う症状がある場合の対応を確認してください

65歳以上の方や基礎疾患がある方と、症状が軽く自己検査を希望される方で流れが異なります。次ページの「感染者への支援の流れが変わります」を参考に、確認してください。

なお、**陽性になった場合、同居の家族はこれまでと同様に濃厚接触者になります。**医療機関や保健所などから「同居の家族は濃厚接触者です」という説明がない場合にも、濃厚接触者としての対応が必要になりますので、学校にもお知らせください。

【参考】



北海道  
新型コロナウイルス  
療養解除日カレンダー

### 出席停止等の取扱いは次のとおりです。 該当する場合は学校にお知らせください

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
感染者 自宅療養者 宿泊施設療養者	症状あり 発症日	出席停止（発症日を0日目として7日間）							解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底			
	症状なし 検体採取日	出席停止							抗原検査キット陰性 解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底			
濃厚接触者 または リストアップによる「感染の可能性がある方」	感染者との最終接触日*	出席停止							解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底			
	感染者との最終接触日*	出席停止	抗原検査キット陰性	抗原検査キット陰性 解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底				※入学試験等の事情がある場合に限る。				
本人または同居の家族に未診断の発熱等の症状		症状が消失するまで出席停止											
感染が不安		学校に相談してください (地域の感染状況等により出欠の取扱い等について判断します)											

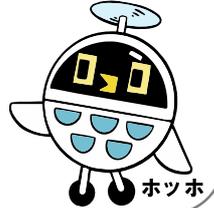
\*「感染者との最終接触日」とは、同居の家族の発症日、または感染対策（マスク、手洗い、アルコール消毒等）を開始した日のいずれか遅い日をいいます。

## 感染者への支援の流れが変わります

ご高齢や重症化しやすい方々に適切な医療の提供を行うため

症状が軽い方は、ご自身の健康管理による自宅療養を基本とし、体調が悪化した場合は、  
**「陽性者健康サポートセンター」**へご相談願います。

・陽性となった方  
・検査を受けたい方 をご案内します。  
詳細は、北海道コロナチャットボットへ！



## 感染を疑う症状がある・・・

65歳未満で症状が軽く、  
自己検査を希望される方など

65歳以上の方や基礎疾患のある方、妊娠  
している方、その他受診を希望される方など

## 抗原検査キットによる自己検査

**無料キットのお申し込みはWebで**  
お願いします

後志・胆振・日高・  
渡島・檜山地域の方



その他の地域の方



**又は 自費購入** ※キットは、体外診断用医薬品(国承認)

※陽性者登録センターお問い合わせはこちら

後志・胆振・日高・  
渡島・檜山地域の方 0120-607-601

その他の  
地域の方 0120-025-451

陽性(疑い)

## 陽性者登録センター

**web申請**

陽性判定

## 発熱外来で受診・検査

①かかりつけ医に電話

②かかりつけ医がない方は、  
健康相談センター(24時間)  
0120-501-507 に電話

受診・検査

陽性判定

届出  
対象外

右記以外の方

届出  
対象

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、  
かつ、治療を要する方
- ④妊娠している方

ご自身による健康管理

保健所等による  
健康観察

体調悪化時の健康相談

北海道陽性者健康サポートセンター

0120-303-111

24時間

# 全数届出の見直しに対応した取組の推進



令和4年10月1日

- 考え方**
- ・全数届出の見直しに対応した療養者の支援など、新たな取組の推進
  - ・感染レベルの一層の引下げと医療への負荷の低減
  - ・全国旅行支援の実施や水際対策の緩和による滞在者の増加を見越した対応

## 道

### 自宅療養者への支援と保健・医療提供体制の強化

- 陽性者健康サポートセンター等の機能発揮に向けた利用の普及と自宅療養者へのサポート強化
- 重症化リスクのある方を適切に医療に繋げるための地域の対応力強化
- 滞在者増加に対応した関係団体との連携による情報発信

### ワクチン接種体制の整備

- ワクチン接種センターの設置期間を延長し、ノバックスワクチンとオミクロン株対応ワクチン接種を実施

## 道民の皆様へ

### 基本的な感染防止行動(3つの行動)の実践とワクチンの接種

#### 日常生活

- 三密回避、人との距離確保、手指消毒、マスク着用、換気を徹底
- 高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方の  
双方が基本的な感染防止行動を徹底

#### 飲食

- 短時間、大声を出さず、会話の時はマスクを着用

#### 検査

- 無症状で感染に不安を感じる時は、  
ワクチン接種の有無にかかわらず検査
- 有症状で重症化リスクが高く、診察を希望する場合は、  
かかりつけ医または健康相談センターに連絡
- 有症状で重症化リスクが低く、自己検査を希望する場合は、  
陽性者登録センターに連絡

#### ワクチン

- 接種できる時期が来た際、早期のワクチン接種を積極的に検討

## 事業者の皆様へ

### 感染対策の徹底と社会経済活動の両立

- 事業継続計画(BCP)の策定、点検
- 道の事業展開を通じた事業者と利用者双方による感染拡大防止の取組の普及・定着
- 滞在者の増加に対応した観光事業者等による新たな取組の周知